

## 製造原価に算入しなくていい費用

**Q** : 製造原価に算入しないことができる費用があるそうですが、どのようなものがあるのですか？

**A** : 次のようなものがあります。

### 【解説】

製造原価に算入しなくてよい費用には、次のようなものがあります。

- ① 使用人等に支給した賞与のうち、特別に支給された賞与
- ② 試験研究費のうち、基礎研究及び応用研究の費用の額並びに工業化研究に該当することが明らかでないものの額
- ③ 事業税の額
- ④ 借入金の利子の額
- ⑤ 工場等が支出した寄付金の額
- ⑥ 営業権の償却費
- ⑦ 棚卸資産の評価損の額(通常発生する不良品についての評価損を除く)
- ⑧ 事業の閉鎖、事業規模の縮小等のため大量に整理した使用人分の退職給与の額
- ⑨ 生産を相当期間にわたり休止した場合のその休止期間の費用の額
- ⑩ 生産数量等を基礎として定められており、かつ、最低使用料の定めがある工業所有権等について支払う使用料のうち生産数量等により計算される使用料の額を超える部分の金額
- ⑪ 売上高に基づいて支払う工業所有権等の使用料の額及びその頭金の償却費の額
- ⑫ 身体障害者雇用給付金の額

